島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱

平成27年6月12日告示第17号

改正 令和5年3月16日告示第8号

(趣旨)

第1条 認知症になっても住みなれた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、認知症の悪化予防、家族の介護負担軽減及び地域での認知症啓発を目的として設置する認知症カフェ(以下「認知症カフェ」という。)を運営する者に対し、予算の定めるところにより、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則(昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金の対象となる経費は、認知症カフェの運営に必要な人件費、報償費、 旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画及び申請額算出内訳書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) その他管理者が必要と認める書類

(申請の取下げ期限)

第4条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受け取った日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第5条 島原地域広域市町村圏組合管理者(以下「管理者」という。)は、補助金の交付の 申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付の可否を決定するもの とする。
- 2 管理者は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「補助事業者」 という。)に対しては、交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。 (補助金の交付条件)
- 第6条 規則第6条の規定による条件は、認知症カフェの運営に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(実績報告)

- 第7条 規則第13条第1項の規定による実績報告書(様式第5号)に添付する書類は次の 各号に掲げるとおりとし、事業の完了した日から30日を経過した日(管理者が別に指示 したときは、その期限)までに、管理者に提出しなければならない。
  - (1) 事業実施結果及び精算額算出内訳書(様式第2号)
  - (2) 収支決算書(様式第3号)
  - (3) その他管理者が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第8条 管理者は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書(様式第6号)により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第9条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受け ようとするときは、交付請求書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、特に必要があると認めるときは、第5条による交付決定後、補助金を概算 払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、概算払交付請求書 (様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

(補助金の返環)

第 10 条 管理者は、規則第 17 条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合の他 、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条第 2 項により既に その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を 命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月16日告示第8号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出されたものとみなす。

3 旧様式により作成した書類は、当分の間、所要の整備をして新様式により作成した書類として使用することができる。

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様

(申請者) (住所)(氏名)(法人団体等にあっては 名称及び代表者の氏名)

年度認知症カフェ事業補助金交付申請書

年度における認知症カフェ事業について認知症カフェ事業補助金 円を交付されるよう、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業 補助金交付要綱(平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第17号)第3条の規 定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画及び申請額算出内訳書(様式第2号)
- 2 収支予算書

## 様式第2号(第3条、第7条関係)

年度認知症カフェ事業補助金事業計画(実施結果)及び申請(精算) 額算出内訳書

区分	事業計画 (実施結果)
(1) 活動計画	
(2) 活動内容	
(3) 参加予定者等	

## (4) 申請(精算)額算出內訳

区分	対象経費 支出予定(精算) 金額	算出内訳
人件費		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
合計		

# 様式第3号(第3条、第7条関係)

# 年度 認知症カフェ事業補助金 収支予算(決算)書

収入

(単位:円)

科目	予算額 (決算額)	前年度 予算額 (決算額)	増減	内訳
補助金				
負担金				
その他				
計				

支出

(単位:円)

科目	予算額 (決算額)	前年度 予算額 (決算額)	増減	内訳
人件費		(D COT HOC)		
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及 び賃借料				
<b>≅</b> †				

島原広域指令第 号

(令達者) (住所)(氏名)(法人団体等にあっては 名称及び代表者の氏名)

年度 認知症カフェ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度認知症カフェ事業補助金の交付について、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱 (平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第17号)第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付の条件

円

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

(住所)

(氏名)

(法人団体等にあっては 名称及び代表者の氏名)

年度 認知症カフェ事業補助金実績報告書

年 月 日付島原広域指令第 号で交付の決定の通知があった認知症カフェ事業補助金について、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱(平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第17号)第7条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

#### 関係書類

- 1 事業実施結果及び精算額算出内訳書(様式第2号)
- 2 収支決算書(様式第3号)

島原広域指令第 号

(令達者) (住所)(氏名)(法人団体等にあっては 名称及び代表者の氏名)

年度 認知症カフェ事業補助金交付確定通知書

年 月 日付島原広域指令第 号で交付の決定をした 年度認知症カフェ事業補助金について、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱第(平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第17号)8条の規定により、次のとおりその額を確定したので、通知する。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者
印

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

(請求者) (住所)(氏名)(法人団体等にあっては

(法人団体等にあっては 名称及び代表者の氏名)

年度認知症カフェ事業補助金交付請求書

年 月 日付島原広域指令第 号で交付確定の通知があった 年度認知症カフェ事業補助金を下記のとおり交付されるよう、島原地域広域市 町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱(平成27年島原地域広域市町村圏 組合告示第17号)第9条の規定により請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 受領方法 口座振込

金融機関		銀行	支店
預金種別	普通 • 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

(請求者) (住所)

(氏名)

(EJJ)

(法人団体等にあっては 名称及び代表者の氏名)

年度 認知症カフェ事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付島原広域指令第 号で交付決定の通知があった 年度認知症カフェ事業補助金を下記のとおり交付されるよう、島原地域広域市 町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱(平成27年島原地域広域市町村圏 組合告示第17号)第9条の規定により請求します。

記

1 交付決定額

円

#### 2 請求額

既交付額	今回請求額	未交付額
円	円	円

### 3 受領方法 口座振込

金融機関		銀行	支店
預金種別	普通 · 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			